

協議 2

いじめ問題に係る今後の取組について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 1 条の 4 第 1 項第 2 号の規定により、いじめ問題に係る今後の取組について協議する。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律

(総合教育会議)

第 1 条の 4 地方公共団体の長は、大綱の策定に関する協議及び次に掲げる事項についての協議並びにこれらに関する次項各号に掲げる構成員の事務の調整を行うため、総合教育会議を設けるものとする。

- (1) 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策
- (2) 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置

いじめ撲滅に向けた取組について（案）

- 一 尾道市と教育委員会は、いじめのないまちづくりに取り組む。
- 二 いじめの問題の対応に課題がある場合、尾道市は教育委員会や学校に対して、徹底した指導を行うとともに、早期の解決に向けて取り組む。

報告書を受けての今後の取組について

尾道市教育委員会では、平成26年8月「尾道市いじめ防止基本方針」を策定しました。それに基づき、「尾道市いじめ問題対策連絡協議会」を設置し、いじめの防止等についての連絡協議を行うとともに、「尾道市いじめ防止対策委員会」において、市内で発生したいじめの問題やその対応について専門的な立場からの調査・審議を行っています。協議・審議で出された意見は学校への指導に生かすとともに、関係機関との連携を密にし、いじめに関する情報の共有といじめ発生時の適切な対応の実現に努めております。

しかしながら、この度の調査報告書では、被害生徒Aが同校に在籍する複数の生徒から継続的にいじめられ、長期間欠席を余儀なくされたことといじめとの関連性はあるとの報告がありました。

尾道市教育委員会はこの度の調査報告書の内容を真摯に受け止め、いじめが発生したときの、被害者に寄り添った適切な対応の仕方や、学校でのいじめの未然防止についての指導・助言や支援体制を強化するため、市内小中学校との連携の在り方を見直し、いじめの問題の克服に向けて、次のとおり取り組んでまいります。

【いじめの未然防止】

1 いじめの問題を考えさせるカリキュラム・授業について

学校は、道徳や特別活動の時間などにおいて、自他の生命を軽視する行動や、インターネットなどでの誹謗中傷やいじめなどの問題を扱い、いじめをしない、いじめを許さないという心情を育てるとともに、適切な行動ができる児童生徒の育成に努めてまいります。

2 いじめを許さない学校づくり、集団づくり

学校は、「いじめは人間として絶対に許されない」との認識を、学校教育全体を通じて児童生徒に徹底をしてまいります。いじめを注意する正義感やいじめの事実を教職員に相談することは、正しい行為であると指導するとともに、児童生徒が教職員に悩み等を打ち明けられるような、信頼される人間関係づくりを積極的に行ってまいります。

また、学校は、授業や行事の中で全ての児童生徒が活躍できる場面をつくりだし、児童生徒の「自己有用感」を高める取組をしてまいります。

3 校内研修の実施

学校は、教職員がいじめの防止のために適切に対応できるように、校内研修を推進し、児童生徒に対する具体的な指導内容等について共通理解と対応能力の向上を図ってまいります。また、教職員が子供の危機を敏感に受け止める豊かな感性を磨いてまいります。

4 家庭・地域社会との連携

いじめの防止等の対策は、国、地方公共団体、学校はもとより、地域、家庭、その他の関係者が連携し、社会全体で取り組むべきものであることから、教育委員会は「尾道市いじめ問題対策連絡協議会」における協議内容を基本とし、それぞれの関係機関の役割と責任を明確にし、未然防止の具体的取組を進めてまいります。また、学校と連携し、家庭や地域において、いじめを許さない風土づくりや、いじめを早期に発見できるよう児童生徒の変化に気付き力高めること等の取組を進めてまいります。

学校は、保護者に対しては、いじめの実態や指導方針について、情報交換、協議できる場を設けるとともに、いじめの問題に関する啓発を進めてまいります。

5 児童生徒による主体的な取組の強化

平成26年度 尾道市内の中学校生徒会によって組織された中学校リーダー研修会において、「私たち尾道の中学生は いじめを『しない、させない、許さない』ことを宣言します」という「いじめ撲滅宣言」が出されました。各中学校においては、宣言の唱和や自校の宣言の作成などにより、いじめをなくすための活動を工夫しています。

教育委員会は、今後も学校との連携により児童生徒による主体的な取組を支援し、市内の学校全体でいじめを許さない風土づくりに取り組んでまいります。

【いじめの対応】

1 いじめが発生したときの対応について

学校は、いじめが発生したときに、いじめを受けた児童生徒の安全を確保するための取組を行います。同時に、いじめを行った児童生徒に対して、その場の指導や被害者への謝罪で終わらせるのではなく、いじめをしたことの原因や課題を丁寧に分析し、二度といじめをしない意識を身に付けさせます。さらに、直接いじめに関与していない児童生徒に対しても、継続的な指導を行います。

2 いじめの訴えがあった場合の取組について

学校は、いじめの訴えがあった場合、被害者を絶対に守りきるという強い思いをもって、被害者の立場に寄り添った対応をまいります。その際、「いじめ防止対策推進法」に基づき、被害児童生徒を守るため、関係機関と連携のうえ迅速かつ組織的に対応するとともに、加害児童生徒に対しては、教育的配慮のもと毅然とした指導を行います。

また、教育委員会はすぐに学校と連携し、必要に応じ学校に必要な支援を行います。

3 教育委員会によるいじめ発生時の対応について

教育委員会は、いじめの訴えを受けた場合や、いじめの疑いなどの情報があった場合、速やかに学校と連携し、学校に対して、事実確認など適切な措置をとることと共に、その結果の報告を求めます。さらに、学校の取組内容を踏まえ、必要に応じて事案に係るアンケート調査などの措置を迅速に実施します。また、重大事案と考えられるケースについては、速や

かに市長に報告するとともに、必要に応じて「尾道市いじめ防止対策委員会」による調査を行います。

今後も「いじめ防止対策推進法」並びに文部科学省「不登校重大事態に係る調査の指針」に基づき、「実態把握」「寄り添い」「スピード」を重点的に意識する項目として位置づけ、いじめの早期発見といじめを受けた側への支援、いじめを行った側への指導、いじめ防止のための対策を講じるとともに、いじめの事実について確認並びに調査を行うなど、適切に対応してまいります。